

7 東彼杵町企業管理規程第 3 号

東彼杵町上下水道事業事務専決規程（平成 2 9 年企業管理規程第 1 6 号）の一部を
改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町上下水道事業事務専決規程の一部を改正する規程

東彼杵町上下水道事業事務専決規程（平成２９年企業管理規程第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（目的） 第１条 この規程は、東彼杵町上下水道事業組織規程（平成２９年水道事業管理規程第２号_____）第９条第２項の規定に基づき、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の事務部局の権限に属する事務の円滑かつ_____適正な執行を確保し責任の範囲を明らかにするため、事務の専決について必要な事項を定めることを目的とする。 （専決事項） 第４条 水道課長の専決事項は、次のとおりとする。 （１）～（２３） （略） <u>（２４） 工事又は製造の請負の施行の決定に関すること。</u> <u>（２５） （略）</u> <u>（２６） （略）</u> <u>（２７） 業務委託又は賃借若しくは備品購入に係る施行の決定に関すること。</u> <u>（２８） （略）</u> <u>（２９） （略）</u> 別表（第<u>３</u>条の<u>２</u>関係） （略）	（目的） 第１条 この規程は、東彼杵町上下水道事業組織規程（平成２９年水道事業管理規程第２号。<u>以下「組織規程」という。</u>）第９条第２項の規定に基づき、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の事務部局の権限に属する事務の円滑、<u>かつ、</u>適正な執行を確保し責任の範囲を明らかにするため、事務の専決について必要な事項を定めることを目的とする。 （専決事項） 第４条 水道課長の専決事項は、次のとおりとする。 （１）～（２３） （略） 〔新設〕 <u>（２４） （略）</u> <u>（２５） （略）</u> 〔新設〕 <u>（２６） （略）</u> <u>（２７） （略）</u> 別表（第<u>１</u>条____関係） （略）

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。